

危機管理マニュアル

令和4年10月

全日本実業団少林寺拳法連盟

第1 はじめに

大会や講習会等の行事において、油断や気の緩み、不注意などによって事故が発生する可能性がある。また、日本各地で発生する地震や豪雨などの自然災害なども、常に危機管理の意識を持って緊急事案に対処することが重要であり、その行動や判断基準を明確化する必要から危機管理マニュアルを策定するものである。

尚、社会情勢や政府、行政の指針等の変更により必要に応じ更新するものとする。

第2 目的

緊急事案の発生に際し、冷静で的確な判断のもとにすべての参加者が適切な行動を取ることにより人命を守って被害を最小限に抑え、行事の継続や早期再開を図ることを目的とする。

第3 緊急事案とは

- 1 災害～大雨、暴風、地震、火災
- 2 疾病～新型コロナウイルス感染症、熱中症
- 3 怪我～頭部及び胸部等の打撲等
- 4 不審者の侵入～盗難等

第4 危機管理の基本

緊急事案が発生するおそれがある場合、または発生した場合、参加者の安全確保を図るとともに、必要な措置を講じて被害の拡大防止に努める。

- 1 予防～予防を徹底し、事故を未然に防ぐ
- 2 初動～初期対応を迅速に行い、被害拡大を防ぐ。
- 3 知識～正しい知識を持つ。
- 4 連携～各自がすべきことを理解し、主催者側と参加者が連携を図る。
- 5 情報～気象情報や公共交通機関等の情報を収集し、行事を円滑に進める。

第5 緊急事案発生時の開催の可否

下記の1、2の場合は当該行事を主管する連盟の理事長、実行委員会、

危機管理担当部門で協議して開催の可否を判断し、各連盟理事長の承認を得て決定する。

尚、下記の2-(1)の状況で全国レベルの大会を開催する場合は、前日に多数の参加者が開催地に参集することから早期判断が必要であり、適宜協議すること。

- 1 新型コロナウイルス感染症に関して。
 - (1) 国が新型インフルエンザ等特別措置法に基づき、緊急事態宣言、あるいはまん延防止等重点措置を発令するなど行動制限がなされた場合、開催日1か月前の段階で解除日が未定の場合。
 - (2) 都道府県独自の緊急事態宣言等の発令により、イベント開催の自粛要請がなされた場合。
 - (3) 新型コロナウイルス感染症に起因する事象により、開催が極めて困難であると判断される場合。
- 2 災害等に関して
 - (1) 開催日当日に開催地に大型台風などが接近し、甚大な被害が発生することが予測される場合。
 - (2) 行事開催地において、開催時間3時間前の段階で大雨・洪水・暴風等の警報等が発令されている場合。
 - (3) 行事開催地において地震その他災害により、甚大な被害が出る、あるいは開催場所が避難場所として使用されるなど行事の開催が極めて困難であると判断される場合。
 - (4) 公共交通機関の遮断等により、参加者が安全に参集できないなど行事の開催が極めて困難であると判断される場合。
- 3 周知方法
開催方針に変更が生じた場合は、全日本実業団少林寺拳法連盟ホームページに掲載する。

第6 緊急事案ごとの対応について

- 1 地震発生時
 - (1) 避難の必要が生じる場合を想定し、あらかじめ避難場所と非難経路を確認する。
 - (2) 地震が発生した場合には、行事を一時中断し、机の下や柱のそばなど

の安全な場所に避難させる。(震度5以上で中断あるいは避難する。)

- (3) 非常時は、会場のスタッフと連携を取り、場内放送などで安全確保の呼びかけ、誘導、負傷者の有無の確認を行う。
- (4) 実行委員会は、危機管理担当部門と協力し、被害状況の確認と情報を収集し、各連盟理事長と協議して行事開催の継続、中止、または進行の変更を判断する。
- (5) 参加者は、実行委員会の決定に従い、安全かつ速やかに行動する。

2 大雨・洪水・暴風等の発生時

- (1) 危機管理担当部門は、インターネット等により気象情報等を収集する。
- (2) 行事開催中に警報が発令された場合、実行委員会は、危機管理担当部門、各連盟理事長と協議し、行事開催の継続、中止、または進行の変更を判断する。
- (3) 参加者は、決定が通告されるまで、行事を継続する。

3 火災発生時

- (1) 火災が発生した場合は、大声で周囲に知らせると共に、火災報知機のボタンを押す。
- (2) 119番通報を行うとともに消火器等により初期消火を行う。
- (3) 参加者の安全を最優先とし、声を掛け合って安全な場所へ避難させる。

4 新型コロナウイルス感染症への対応

- (1) 「感染しない、させない、」を心に刻み、一人ひとりが感染につながる行為はしない。
- (2) 館内ではマスクを着用する。
- (3) 開催会場の入り口は1か所とし、消毒、検温等のチェックを行う。
- (4) 競技時のマスク着用の可否については、その時の感染状況や気候に応じて柔軟に対応し、実行委員会で決定する。

5 熱中症に対する対応

- (1) 熱中症の症状が認められれば、症状に応じ直ちに初動措置を講じる。
- (2) 応答が鈍い、言動がおかしいなど意識障害が認められれば、大きな血管を冷やすなどの措置を講じながら、躊躇することなく119番通報を行い、救急搬送する。

6 負傷事案に対する対応

- (1) 行事の規模を勘案し、必要に応じて医務室等を設置し、医師、看護師、柔道整復師等を常駐させる。
- (2) 緊急時に備え、AEDの設置場所を確認する。
- (3) 負傷者が発生した場合、その症状に応じた対応を行い、負傷の程度により当日の競技復帰は禁止する。

※ 予想される負傷状況とその対応は別紙参照

7 不審者に対する対応

- (1) 不審者が立ち入りにくい状況をつくるため、危機管理担当部門を中心とし、腕章を巻くなど2人1組で見せる警戒を行う。
- (2) 不審者かどうか疑わしい場合や、盗難等の問題が発生した場合は、受付での対応や、声掛けを行い、不審者かどうか見極める。
- (3) 立ち入りの正当な理由が無い場合は、直ちに退去を求める。
- (4) 危害を加える恐れのある場合は隔離し、110番通報し警察官の臨場を要請する。
- (5) 緊急時は、参加者を安全な場所に誘導する。
- (6) 負傷者がいる場合は、速やかに119番通報を行い、救急を要請するとともに応急手当てを講じる。

第7 行事中止の際の費用の返還について

行事開催のために参加者等から既に徴収している各費用については、原則返還せず、やむなく発生したキャンセル料や次回開催のための費用に充当するものとする。

宿泊費や交通費等の個人が負担している費用にキャンセル料等が生じた場合は、原則個人あるいは各所属の負担とし、また、行事を継続した場合で新たな負担が生じた場合も、原則個人あるいは各所属の負担とする。